

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第144条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第144条第2項により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年5月26日

神戸地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和7年第101号

対象土地 神戸市灘区篠原北町三丁目44番4

神戸市灘区篠原北町三丁目44番6

2 関係人の氏名

楠戸妙子

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定をした旨の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。